

播磨町商工会 起業準備オフィス募集要項

1. 目的

播磨町商工会は、新事業・新産業の創出や事業化、イノベーションの促進を目指す起業家を支援することを目的に起業準備オフィスを設置し、その対象者を募集する。

2. 対象業歴

未創業～新規創業後概ね1年以内の個人・法人

3. 応募資格

- ①兵庫県信用保証協会が定める保証対象業種で、営利を目的にした新規創業を目指す個人または創業まもない企業。
- ②独創性・成長性・実現性あふれるビジネスに取り組み、当施設を拠点に事業拡大を目指している方。
- ③当施設卒業後、播磨町内に事業所を持つための準備をしている。
- ④公租公課の滞納をしていない。

※応募の対象にならない方

- ①農業・林業・漁業、金融・保険業、娯楽業、取立・集金業、宗教・政治・経済・文化など事業性が低い活動、性風俗関連、非合法関連、賭博性・投機性の高いもの、マルチ商法的なもの、反社会的な事業、その他公序良俗に反する事業など禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで、もしくはその執行を受けることがなくなるまでの者、または禁錮以上の刑に該当する犯罪により、公判に付せられ、判決確定に至るまでの者を代表とする団体・個人。
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団体およびその利益となる活動を行う団体・個人。
- ③会社更生法に基づき更正手続開始の申立てを行い、裁判所から再生計画が許可されていないとき、もしくは民事更生法に基づき更正手続開始の申立てを行い裁判所から再生計画が許可されていないとき等の団体、個人。

4. 施設内容

- ・面積・・・約3m²（ハイパーテーションの共同オフィス）
- ・利用時間・・・平日8:30～17:30、土日祝日の使用は要申請
- ・設備関係・・・単相100V、冷暖房完備、無線LAN環境有り
- ・登記・・・不可

5. 利用料

- ①月額 1ブース 3,000円
- ②その他の負担 加入電話・FAX契約、退去時の現状回復費用

6. 契約

- ①入居者は播磨町商工会との間で定期賃貸借契約（※1年未満）を締結する。
- ②入居時の準備や退去時の片づけ等に係る期間は家賃計算に含まない。

7. 入居後の約束

- ①月1回事業計画進捗ヒアリングへの参加
- ②その他、商工会が求める情報提供にご協力いただくこと

8. 入居の流れ

- ①相談・問合せ
↓
- ②応募・・・応募書類をご持参ください。簡単なヒアリングを行います。
↓
- ③面接・・・事業内容などを審査し、入居の可否を決定します。
↓
- ④入居結果・・・電話もしくは文書で結果通知します。(面接後約2週間後)
↓
- ⑤契約・・・決定通知後、指定期間内にご契約ください。
↓
- ⑥入居

9. 申請書類

申込書類	未創業	個人	法人
① 申込書(様式1)	●	●	●
② 事業概要書(様式2)	●	●	●
③ 資金計画書(様式3)	●	●	●
④ 代表者履歴書(様式4)	●	●	●
⑤ 直近1年分の決算書類一式(写)	×	●	●
⑥ 直近1年分の納税証明書(原本)	×	●	●
⑦ 代表者確認書類(運転免許証等)	●	●	●

※事業内容によっては追加の資料をご提出いただく場合があります。

【ご利用上のご注意】

- (1) 施設内では、①火災や爆発等の恐れのある、②騒音・振動や悪臭等の影響を及ぼす恐れのある、③公序良俗次に反する、内容の事業はできません。
- (2) 入居者は利用及び保安上の注意点について、入居管理規約及び商工会の指示に従っていただきます。
- (3) 大量のごみを排出する場合は、各自でご用意ください。
- (4) 起業準備オフィスは申請者のみのご利用のため、従業員の方はご利用できません。
- (5) インターネットは、利用者間での共用となり、回線速度には制限があります。また、回線や接続機器の不具合等により、利用できなくなる場合があります。(復旧までの間、インターネット接続はご利用頂けません)
- (6) 外出など長期にわたってオフィスを不在にされる場合は、鍵を商工会に必ず返却してください。
- (7) 販売会など営利活動等の利用は原則禁止させていただきます。
- (8) 定めない事項に関しては、その都度入居者と相談のうえ、対応させていただきます。